

施設基準届け出項目

- ・ 歯科点数表の初診料の注 1 に係る施設基準

院内感染防止の研修を受けた歯科医師により使用器具の滅菌体制や切削器具の本数などを定期的に九州厚生局へ報告しております。

- ・ 明細書発行体制等加算

診療報酬のわかる明細書を無償で交付しています。

- ・ 医療情報取得加算

オンライン資格確認を行い受診した患者様の薬剤情報など必要な診療情報を取得しております。

- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算 1

医療安全の研修を受けた歯科医師や歯科衛生士を配置し、また AED,自動血圧計、パルスオキシメーター、酸素吸入器などを常備し緊急時には他の医療機関と連携をとれるようしております。

- ・ 歯科外来診療感染対策加算 1

歯科医師、歯科衛生士や院内感染防止の研修を受けたスタッフを配置し、複数台の歯科用吸引装置の利用により院内感染防止に努めております。

また治療やうがいに使用する水も、正式な薬事認証を受けた装置により安全な水質に保たれております。

- ・ 歯科訪問診療の注 15 に規定する基準

- ・ 歯科治療時医療管理料

有病者の歯科治療に際しては、医科主治医への照会や自動血圧計、パルスオキシメーターなどを使用し安心安全な治療を心掛けております。

- ・ クラウンブリッジ維持管理料

装着した被せ物につきまして2年間の維持管理をおこなっております。

- ・ CAD/CAM 冠および CAD/CAM インレー

当院の連携する国内の技工所において、コンピューターによる設計および制御された制作装置により被せ物や詰め物を制作しております。